

# 富士油業株式会社に対する買取決定について

平成16年2月13日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という）は、下記の対象事業者について、平成15年12月19日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行っていましたが、本日、法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。

\*「買取決定」とは、必要な関係金融機関と機構との間で、  
関係金融機関から機構への時価での債権の売却、  
関係金融機関における金融支援（債権放棄を行い残債を引続き保有したり、債務の株式化（DES）を行ったりすること）  
のいずれかについての合意が整い、対象事業者の事業再生計画を予定どおり進められることが確実になった時点で機構が行う決定です。

## 1. 対象事業者の氏名又は名称

富士油業株式会社

## 2. 買取決定に係る金額等

- ・対象事業者の債権の元本総額 8,397 百万円（A）
- ・買取り（上記）に係る債権の元本額 1,903 百万円（B）
- ・関係金融機関等において金融支援（上記）  
等が行われる債権の元本額 6,494 百万円（A - B）

\*上記の額は、実際の買取実行までの間に変更があり得ます。

## 3. 金融支援額

債権放棄額 4,320 百万円（DESの実施予定はない）  
（支援決定時点からの変更なし）

## 4. 今後の予定

平成16年2月中旬 取締役会を行い、減資・株式併合の決議等を行う。  
平成16年3月下旬 機構による債権買取を実行する。  
平成16年3月下旬 機構及び富士興産(株)に対して種類株を発行する。

## 5. 主務大臣の意見

意見なし

## 6. 一般の債権の取扱い

一般の買取決定は、上述のとおり、関係金融機関等と機構との間の合意が整ったということを意味するものであり、関係金融機関等に係るもの以外の一般の債権については、引き続き何ら影響はありません。

### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437